

産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について

22生産第10888号
平成23年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成23年9月1日 23生産第4223号
改正 平成24年4月6日 23生産第6153号
改正 平成24年8月22日 24生産第1283号
改正 平成25年5月16日 25生産第372号
最終改正 平成26年4月1日 25生産第3434号

この度、産地活性化総合対策事業の実施に係る産地活性化総合対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いします。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

産地活性化総合対策事業実施要綱

第1 趣旨

近年、農産物価格が低迷しているにもかかわらず、資材価格の高騰等により生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いており、産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目ごとの多様な問題の解決に向けた取組等が必要となっている。

このことを踏まえ、新品種・新技術等を活用した産地形成、薬用作物等地域特産作物の産地確立、国産花きのシェア奪還と輸出拡大、収穫期等の繁忙期における労働力の確保、産地の収益力向上、国産粗飼料の生産性向上、大豆、麦、飼料用米等の大幅な生産拡大、農作業事故防止に向けた地域全体の安全意識向上及びいぐさ・豊表生産者の経営安定を図る取組を支援し、もって産地の活性化を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産事務次官依命通知）、いぐさ豊表農家経営所得安定対策事業実施要綱（平成26年4月1日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）に定める事業のほか、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件、補助率及びリース料助成率は、それぞれ別表1から別表9までに定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、別表1から別表9までに定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

- (1) 産地ブランド発掘事業
- (2) 地域コンソーシアム支援事業
- (3) 種苗供給円滑化事業
- (4) 新品種・新技術活用環境整備事業
 - a ICTを活用したスマート農業導入実証・高度化事業
 - (a) ICTを活用したスマート農業導入実証
 - (b) 既存GAPの高度化支援
 - b 新品種・新技術コーディネーター活動支援事業
 - c ニュービジネス育成・強化支援事業
 - d 国産原材料供給力強化支援事業
 - (a) 国産原材料サプライチェーン構築事業
 - (b) 輸送農業地域収益力向上支援事業
 - (c) 長期安定供給力強化支援事業
 - e 多様な需要創出型食肉等産地育成事業
 - f 新技術活用型乳業等再編合理化推進事業
 - (a) 地区推進事業

- (b) 全国推進事業
 - g 産地技術導入支援事業
 - (5) 農畜産業機械等リース支援事業のうち新品種・新技術活用型
- 2 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業
 - (1) 薬用作物産地確立支援事業
 - (2) 国産茶輸出拡大等促進支援事業
 - (3) 地域特産作物産地確立支援事業
- 3 国産花きイノベーション推進事業
 - (1) 地区推進事業
 - (2) 全国推進事業
- 4 援農隊マッチング支援事業
 - (1) 地区推進事業
 - (2) 全国推進事業
- 5 産地収益力向上支援事業
 - (1) 有機農業供給力拡大地区推進事業
 - (2) 地域作物支援地区推進事業
 - (3) 地域バイオマス支援地区推進事業
 - (4) 経営資源有効活用地区事業
 - a 経営資源有効活用地区推進事業
 - b 農畜産業機械等リース支援事業のうち経営資源有効活用型
 - (5) 養蜂等振興推進事業
 - (6) 全国推進事業
 - a 養蜂等振興推進事業
 - b 普及活動情報基盤整備事業
- 6 飼料生産拠点育成事業
 - (1) 飼料生産拠点育成推進事業
 - (2) 農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型
- 7 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業
 - (1) 作付体系転換支援事業
 - (2) 米粉製造革新技術等開発支援事業
 - (3) 全国推進事業
 - a 革新技術等波及展開支援事業
 - b 大豆価格形成安定化事業
- 8 農作業安全緊急推進事業
 - (1) 全国推進事業
 - (2) 地域活動促進事業
- 9 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型
 - 1の(4)のg、5の(1)及び7の(1)に付随するリース事業

第3 事業実施期間

- 1 第2の1の(1)から(3)まで並びに(4)のd、e、fの(a)及びg、2の(1)及び(2)、3の(1)、4の(1)、5の(1)から(5)まで、6の(1)、7の(1)及び(2)並びに8の(2)に定める事業(以下「地区事業」という。)の事業実施期間は、生産局長が別に定める。
- 2 第2の1の(4)のaからcまで及びfの(b)、2の(3)、3の(2)、4の(2)、5の(6)、7の(3)並びに8の(1)に定める事業(以下、全国推進事業という。)の事業実施期間は、1の(4)のaの(a)を除き1年間とする。
ただし、1の(4)のaの(a)の事業実施期間は平成26年度から平成28年度までの3年間とする。
- 3 第2の1の(5)、6の(2)及び9に定める事業の事業実施期間は、一体的に実施する地区事業の事業実施期間のうち、いずれかの年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第2の1から9に掲げる各事業の開始前に当該事業の成果目標を第5に定める事業実施計画等にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、生産局長が別に定める。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 地区事業を実施する事業実施主体は、第4の1で定めた成果目標の実現を図るため、生産局長が別に定めるところにより、地区事業の事業実施計画(以下「地区事業計画」という。)を作成し、生産局長が定める場合を除き、都府県にあっては地方農政局の地域センター(以下「地域センター」という。)を、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して(地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては、直接。以下同じ。)、地方農政局長(北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出して、その承認を受けるものとする。

また、地区事業を実施する事業実施主体のうち生産局長が別に定めるところによりプログラムの作成を行うこととされている事業実施主体にあっては、事業実施期間の初年度において、地区事業計画と併せて生産局長が別に定めるところによりプログラムの承認を受けるものとする。

- (2) (1)の地区事業計画については、単年度ごとに作成するものとし、生産局長が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(1)の承認の手続を行うものとする。
- (3) (1)の地区事業計画等の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。
- (4) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画(以下「全国推進事業計画」という。)を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

また、全国推進事業を実施する事業実施主体のうち生産局長が別に定めるところ

によりプログラムの作成を行うこととされている事業実施主体にあつては、事業実施期間の初年度において全国推進事業計画と併せて生産局長が別に定めるところによりプログラムの承認を受けるものとする。

(5) (4) の全国推進事業計画については、年度ごとに作成するものとし、生産局長が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(4) の承認の手続を受けるものとする。

(6) (4) の全国推進事業計画等の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(4) 及び(5) に準じて行うものとする。

2 地方農政局長による事業実施計画等の承認等

地方農政局長は、生産局長が別に定める場合を除き、以下により事業実施計画の承認等を行うものとする。

(1) 地方農政局長は、公募により新たに事業実施主体を採択する場合は、事業実施主体から提出された地区事業計画等について、内容を審査した上で、成果目標が全国的見地から十分なものとなっているか、高水準なものであるか等について生産局長に意見を求めるものとする。

(2) 生産局長は、(1) により地方農政局長から意見を求められた場合には、生産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、その審査結果に基づいて地方農政局長に意見するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2) による生産局長からの意見に基づき、地区事業計画等を承認するものとする。

(4) 生産局長は提出された全国推進事業計画等について、委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

3 事業実施計画等の審査基準

生産局長は、委員会を開催し、公正かつ客観的な採択を行うための事業実施計画等の審査基準を定めるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

1 地区事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、当該年度における地区事業の実施状況を作成し、生産局長が定める場合を除き、都府県にあつては地域センターを、北海道にあつては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長は、1 の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 地区事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、生産局長が定める場合

を除き、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 3 地方農政局長は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1及び2までに準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長は、2及び4の評価結果を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。
- 6 地方農政局長は、3により指導を行った場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。
- 7 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施年度（目標年度を別に定めている事業については、目標年度）の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 8 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地区事業について、以下のとおり都道府県と管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区事業計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、地区事業計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、第5の2の（1）の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。

- 4 地方農政局長は、第6の1に基づき事業実施主体から提出された地区事業の実施状況及び第6の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、第7の2に基づく点検評価及び第7の3に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 6 国は、第7の8に基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第10 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第11 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第12 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知。以下「産地旧要綱」という。）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地旧要綱及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のアの一般地区推進事業を現に実施している産地収益力向上協議会が、施設の整備等を実施しようとする場合には、産地旧要綱第2の2の（1）における「一般地区整備事業」については、「融資主体型補助整備事業」と読み換えるものとする。
- 5 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のイの有機農業推進事業を現に実施している有機農業協議会においても、第2の3の事業を実施できるものとする。
- 6 平成22年度に実施された3の事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに事業実施計画の承認を受けた地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正に伴い、産地活性化総合対策事業（農作業安全緊急推進事業）実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第5992号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 平成25年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業（第2の1関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 産地ブランド発掘事業	1 埋もれた品種・技術等の発掘評価 2 産地・実需者等との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成	1 都道府県 2 中間事業者（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載したコンソーシアム候補形成活動計画が策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
II 地域コンソーシアム支援事業	1 新品種・新技術等の普及に関する取組 2 産地のブランド化に関する取組 3 ブランドの保護に関する取組	地域コンソーシアム（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した新品種・新技術活用産地育成プログラムが策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
III 種苗供給円滑化事業	実需者、生産者、行政等が一体となって産地形成を行う取組の一環として必要となる新品種等の種苗の早期供給体制づくりに向けた以下の取組を支援する。 1 種苗の安定供給体制確立のための検討会の開催 2 種苗の実証栽培 3 種苗生産技術等の習得 4 種苗生産に向けた環境整備	次に掲げる者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者とする。 ただし、2から5までに掲げる者については、地域コンソーシアム又はそれに準ずる者（2から5までに掲げる者に種苗生産を委託する者であり、かつ、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）から種苗生産の委託を受けたも	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 地域コンソーシアム又はそれに準ずる者において、生産局長が別に定める内容を記載した新品種・新技術活用産地育成プログラムが策定されていること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件	定額

		のに限る。 1 地域コンソーシアム 2 都道府県 3 市町村 4 民間団体（以下に掲げるもの） （1）民間企業 （2）公益社団法人 （3）公益財団法人 （4）一般社団法人 （5）一般財団法人 （6）農業協同組合 （7）農業協同組合連合会 （8）事業協同組合 （9）事業協同組合連合会 （10）試験研究機関 5 種苗供給コンソーシアム	を満たしていること。	
IV 新品種・新技術活用環境整備事業				
1 ICTを活用したスマート農業導入実証・高度化事業				
（1）ICTを活用したスマート農業導入実証	1 地域協議会の開催 2 精密農業に必要なシステムの導入 3 クラウドによる情報システムの利用 4 GAP導入・実践支援システムの取組 5 マーケティング支援の取組	地域協議会（生産局長が別に定める要件を満たしていること。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載したスマート農業導入プログラムが策定されていること。 2 事業の内容が生産局長が別に定める成果目標の達成に結びつく取組であること。	1 事業内容の欄の1、4及び5については定額 2 事業内容の欄の2及び3の事業については1/2以内

				3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
	(2) 既存GAPの高度化支援	1 ICT機器の操作習熟を図るための研修会の開催 2 クラウドによる情報システムの利用 3 GLOBALG. A. P. 等の取得	1 既にGAPに取り組んでいる農業協同組合、農業生産法人、生産者団体 2 GAPに取り組んでいない団体でGLOBALG. A. P. 等の取得に必要な体制等の条件を有すると生産局長が認める団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が生産局長が別に定める成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容の欄の1及び3については定額 2 事業内容の欄の2の事業については1／2以内
2	新品種・新技術コーディネーター活動支援事業	1 新品種・新技術に関する調査及び情報提供 2 新品種・新技術に関する研修会の開催 3 新品種・新技術に関する情報交換会の開催	次に掲げる者のうち、生産局長が別に定める要件を満たす者とする。 1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人 13 協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
3	ニュービジネス育成・強化支援事業	1 ニュービジネス育成強化に係る全国団体等の運営 2 中間事業者の経営発展の支援に関する事業 (1) 検討委員会の開催 (2) 経営発展のための意見交換会の開催 (3) 産地との連携強化及び販路開拓に向けた支援 1 輸入農産物急増に対応した国内産地の生産力の強化 (1) 検討委員会の開催 (2) 加工・業務用青果物の生産技術の普及推進	1 特定非営利活動法人 2 協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

		(3) 品目別コンソーシアム設置（加工・業務用野菜の生産・流通一貫体系マニュアル及び経営指標の策定） 2 遠隔産地からの輸送コスト低減 (1) 検討委員会の開催 (2) 加工・業務用野菜流通実態調査の実施			
4	国産原材料供給力強化支援事業				
	(1) 国産原材料サプライチェーン構築事業	1 全品目共通 (1) 国産原材料供給・利用協議会の開催 (2) 新品種等現地適応性試験の実施 (3) 導入品種等の加工適正試験の実施 (4) 種子種苗等の供給体制の整備 (5) GAP・トレーサビリティ手法の導入 (6) 機械・設備等のリース 2 安定供給体制確立支援型 (1) 野菜及び果樹 ア 低コスト流通システムの実証 イ 労働力調整・安定出荷体制の確立 ウ 園地等の再編の推進 エ 園地・栽培施設のリース オ 共同利用機械整備 (2) 麦類及び豆類 ア コスト削減のための乾燥調製施設再編 イ 共同利用機械整備 3 付加価値向上等緊急支援型 (1) 耕種作物及び畜産物 ア 新たな栽培技術等の実証・普及 イ 付加価値産地体制の確立 ウ 付加価値加工流通体制の確立 エ 商品化試験 オ 共同利用機械整備 (2) 畜産物 商品需給情報管理システムの開発 4 加工・業務用野菜生産加速化支援型	国産原材料供給・利用協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）とする。 ただし、事業内容の欄2の（1）のオ、（2）のイ及び3の（1）のオの共同利用機械整備（以下単に「共同利用機械整備」という。）については、法人格を有する国産原材料供給・利用協議会又は国産原材料供給・利用協議会の構成員であって次に掲げる法人又は団体であるものとする。 1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 4 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。） 5 特定農業団体（農業経営	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 受益農家が原則として3戸以上であること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 4 共同利用機械整備については、1から3に加え、次の（1）及び（2）の要件を満たすこと。 （1）当該機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 （2）共同利用機械整備以外の取組と一体的に実施すること。	定額 ただし、共同利用機械整備については1／3以内

		(1) 機械の維持管理・改良 (2) 加工・業務向けの品種の導入 ア 種子種苗等の導入 イ 育苗ハウスのリース	基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。） 6 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）		
	(2) 輸送農業地域収益力向上支援事業	1 輸送農業地域収益力向上協議会の開催 2 輸送コスト低減に向けた実証試験 3 輸送コスト低減に関する先進地調査	1 輸送農業地域収益力向上協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。） 2 都道府県 3 農業協同組合 4 農業協同組合連合会		定額
	(3) 長期安定供給力強化支援事業	1 長期安定供給力強化協議会の開催 2 長期安定供給に向けた実証試験	1 長期安定供給力強化協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。） 2 都道府県 3 農業協同組合 4 農業協同組合連合会		定額
5	多様な需要創出型食肉等産地育成事業	食肉等の産地育成のための取組 1 食肉等の販売企画力を強化するための取組 2 食肉等の処理加工技術力を強化するための取組 3 生産者の人材育成力を強化するための取組 4 本事業を推進するための取組	食肉等産地育成協議会（市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した食肉等産地育成プログラムが策定されていること。 2 事業内容の欄の1から3までの取組のうちいずれか一つ及び4の取組を必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内における対象品目の	1／2以内

				産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
6	新技術活用型乳業等再編合理化推進事業				
	(1) 地区推進事業	1 基本的な取組 (1) 本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を検討する。 (2) 乳業再編実行計画等の策定等に関する取組 地域と類似する地域の優良事例等を収集し、整備計画の基礎となる乳業再編実行計画等を策定する。 2 地域における乳業の再編整備の実施に関する取組 関係者等の意見集約や新品種・新技術の活用の検討、実態等に関する情報分析等を行い乳業工場の再編整備の実施に必要な調整等を図る。 3 地域における生乳の集送乳の効率化に関する取組 関係者等の意見集約や実態等に関する情報分析等を行い生乳の主出荷の合理化に必要な調整等を図る。 4 乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化に関する取組	乳業再編協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画が作成されていること。 2 事業内容欄の1の取組及び2又は3のいずれかの取組を必ず行うこと。 3 生産局長が別に定める要件等を満たしていること。	定額 ただし、事業内容の欄の4の事業については、生産局長が別に定める額以内とする。
	(2) 全国推進事業	1 乳業の再編整備の実施に関する取組 全国又は、広域的地域における乳業関係者間の連携体制の構築、乳業再編整備の推進を図る。 2 再編合理化工場等への経営指導等に関する取組 3 新品種・新技術の活用事例調査等に関する取組	1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 協同組合 6 企業組合 7 特定非営利活動法人 8 特殊法人 9 認可法人 10 協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

7 産地技術導入支援事業	1 新技術導入地区推進事業（継続地区） （1）生産技術力を強化する取組 産地の生産技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの削減を図る。 （2）効果を促進するための取組 新技術等により生産された農畜産物の販路確保や担い手となる人材育成等の取組を実施し、生産技術力を強化する取組の効果の促進を図る。 （3）本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を毎年度検討する。 （4）高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組 ア 水稲不耕起乾田直播栽培等の省力・低コスト栽培技術 イ 麦類の増産のための省力・低コスト栽培技術 ウ 大豆300A技術等を核とした省力・多収性安定生産技術 エ 露地野菜 （ア）露地野菜向け部分施肥技術 （イ）加工用ほうれんそう機械化栽培技術 （ウ）加工・業務用キャベツ機械化栽培技術 オ 施設園芸 （ア）いちごのクラウン温度制御技術 （イ）夏秋期の高品質いちご栽培技術 （ウ）単為結果性なす品種 （エ）トマトの低段密植多回転栽培技術 カ 果樹 （ア）落葉果樹の溶液受粉技術 （イ）マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術 （ウ）りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術 （エ）なしの盛土式根域制御栽培技術 （オ）なしのジョイント栽培技術 （カ）中晩柑の夏季出荷技術 キ その他の作物 （ア）ばれいしょの省力・高品質生産技術 （イ）茶の収益性向上に資する高度生産技術	産地収益力向上協議会 （市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1又は4の取組のうちのいずれかを必ず行うこと。 また、本事業を実施するにあたっては、3及び5の取組を必須とする。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容の欄の1から3の事業については、1／2以内 2 事業内容の欄の追加的な取組については、定額、1／2以内 3 事業内容の欄の4及び5の事業については、定額
--------------	---	---	--	---

	（ウ）こんにゃくいもの機械化適正品種の導入による省力化及び低コスト化栽培技術 （エ）落花生の多収・省力化及び加工技術の開発 （オ）花きの加温・光照射等に対する反応を利用した省エネルギー・低コスト栽培技術体系 ク 畜産 （ア）発酵リキッドフィーディング技術 （イ）稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術 （ウ）高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術 ケ 高度環境制御栽培施設関連技術 コ 地域特認技術 （5）技術導入支援チームに関する取組 【追加的な取組】 農業生産工程管理体制構築に関する取組			
	2 新技術導入広域推進事業 （1）新技術導入検討会の開催 （2）新技術の実証・改良 （3）新技術導入効果の分析・評価 （4）現地検討会の開催 （5）技術マニュアルの作成 （6）成果発表会の開催	都道府県	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
V 農畜産業機械等リース支援事業（新品種・新技術活用型）	Ⅱ又はⅢの事業と一体的に実施する次に掲げる取組 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入	Ⅱ又はⅢの事業実施主体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

別表2 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業（第2の2関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 薬用作物産地確立支援事業	1 検討会の開催 2 実証ほの設置	1 都道府県 2 市町村	次に掲げる全ての要件を満たすこと。	定額、1／2以内

	3 農業機械の改良 4 栽培マニュアルの作成	3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農業生産法人 8 特定農業団体 9 協議会（法人でない社団に限る。） 10 その他農業者の組織する団体	1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
Ⅱ 国産茶輸出拡大等促進支援事業	1 輸出用茶生産拡大への取組 2 国内マーケット創出のための高品質・低コスト生産への取組 3 茶産地育成に向けた生産体制強化への取組	1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 農事組合法人 4 農事組合法人以外の農業生産法人 5 特定農業団体 6 協議会（法人でない社団に限る。） 7 その他農業者の組織する団体	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額、1／2以内
Ⅲ 地域特産作物産地確立支援事業	1 検討会の開催 2 需要・消費動向等調査の実施 3 課題解決実証の実施 4 需要拡大に資する取組の実施 5 有能技能人材登録等の実施	1 公益社団法人 2 公益財団法人 3 一般社団法人 4 一般財団法人 5 協同組合 6 特定非営利活動法人 7 協議会（法人でない社団に限る。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

別表3 国産花きイノベーション推進事業（第2の3関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
Ⅰ 地区推進事業	1 花き関係者の連携への支援	花き振興地域協議会（都道府	次に掲げる全ての要件を満た	定額

	(1) 地域協議会の設置・運営 (2) 生産技術向上交流支援 2 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化 (1) 国内外の需要に対応した生産・供給体制の検討 (2) 物流の効率化の検討・実証 (3) 園芸資材リサイクルシステムの検討・実証 3 国産花きの需要拡大 (1) フラワーコンテスト、花文化展示会、シンポジウムの開催 (2) 花文化と併せた国産花きの情報発信 (3) 学校・福祉施設等での花育体験推進 (4) 企業や介護施設等における花と緑の活用推進	県等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。	すこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	ただし、事業内容の欄の2の(1)及び3の(2)については1／2以内。
Ⅱ 全国推進事業	1 花き日持ち性向上対策実証事業 2 花き生販連携活動推進事業 3 花きの効用検証・普及事業 4 花育活動全国推進事業	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人 13 協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

別表4 援農隊マッチング支援事業（第2の4関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
Ⅰ 地区推進事業	1 労働力供給システムの検討・構築支援	1 協議会（生産局長が別に	次に掲げる全ての要件を満た	定額

	(1) 地域の状況の把握 (2) 援農者の募集支援 2 援農者等への研修・セミナーの実施 3 援農者の組織化	定める要件を満たすもの。) 2 都道府県 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社 6 土地改良区 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農業生産法人 9 特定農業団体 10 その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) 11 事業協同組合連合会及び事業協同組合 12 特認団体 13 特定非営利活動法人	すこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した援農隊マッチング支援活動計画が策定されていること 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
II 全国推進事業	1 援農隊の取組に関する全国的な情報収集・整備 2 援農隊の効果的な育成手法の検討 3 援農隊の取組に関する全国的な情報交換の促進 4 援農希望者と産地のマッチングその他地域の援農活動を効果的に実施するために必要な支援	1 民間企業 2 公益社団法人 3 一般社団法人 4 公益財団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額

別表5 産地収益力向上支援事業 (第2の5関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 有機農業供給	1 本事業の推進に関する検討	有機農業協議会	次に掲げる全ての要件を満たすこと。	定額

力拡大地区推進事業	2 有機農業における安定供給力強化に関する取組 3 有機農業における産地販売力強化に関する取組 4 有機農業における有機農業者育成力強化に関する取組	(市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	すこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1から4までの取組を必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること。 7 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
II 地域作物支援地区推進事業	国内産いもでん粉高品質化推進事業 (1) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立 (2) 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立 (3) でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立 (4) 品質管理機器の整備	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人(特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。) (5) 一般財団法人(特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。) (6) 農業協同組合 (7) 農業協同組合連合会 (8) 事業協同組合	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業内容欄の1の事業については、事業の内容がでん粉原料用いも又は国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産に寄与すると認められること。 4 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1/2以内

		(9) 事業協同組合連合会 (10) 試験研究機関（事業内容の欄の(1)から(3)の事業についてのみ対象)		
Ⅲ 地域バイオマス支援地区推進事業	1 地域バイオマス利活用推進事業 (1) 家畜排せつ物利用検討会の開催 (2) 堆肥成分や施用効果の検討 (3) シンポジウム等の開催 (4) 事業の目的を達成するために必要な取組 2 畜産経営環境調和推進支援事業 (株) 日本政策金融公庫等から畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械導入を行う畜産農家等に対し利子助成を実施する。	1 地域バイオマス利活用推進事業 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (6) 農事組合法人 (7) 農事組合法人以外の農業生産法人 (8) 特定農業団体 (9) 農林漁業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (10) 地域バイオマス利活用推進協議会（生産局長が別に定めるものをいう。） (11) P F I 事業者 (12) 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体 (13) 第3セクター 2 畜産経営環境調和推進支援事業 畜産農家等（畜産業を営む者）	1 地域バイオマス利活用推進事業 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第120号）第八条の都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画又はこれに準ずる構想等が策定されていること。 2 畜産経営環境調和推進支援事業 利子助成を受ける者は、(株) 日本政策金融公庫等から畜産経営環境調和推進資金の融資決定を受けていること。	1 地域バイオマス利活用推進事業 定額（1／2以内） 2 畜産経営環境調和推進支援事業 定額

Ⅳ 経営資源有効活用地区事業				
1 経営資源有効活用地区推進事業	1 技術習得等支援事業 (1) 地域システム確立協議会の開催 (2) 現地指導の実施 (3) 現地検討会の開催 (4) 生産管理状況のモニタリング	1 地域システム確立協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。） 2 都道府県 3 市町村 4 農業協同組合連合会 5 農業協同組合 6 公社 7 土地改良区 8 農事組合法人 9 農事組合法人以外の農業生産法人 10 特定農業団体 11 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。） 12 事業協同組合連合会及び事業協同組合 13 特認団体	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 事業内容の欄の(1)から(3)までの取組のうちいずれか一つを必ず行うこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1／2以内
	2 未収益期間支援事業 果樹・茶において、改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を支援する。	1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社 6 土地改良区 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農業生産法人 9 特定農業団体 10 その他農業者の組織する	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）

		団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) 11 事業協同組合連合会及び事業協同組合 12 特認団体		
2 経営資源有効活用リース事業（農畜産業機械等リース支援事業（経営資源有効活用型））	1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械等の導入。 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入。	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 都道府県 2 市町村 3 農業協同組合連合会 4 農業協同組合 5 公社 6 土地改良区 7 農事組合法人 8 農事組合法人以外の農業生産法人 9 特定農業団体 10 その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) 11 事業協同組合連合会及び事業協同組合 12 特認団体	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額（生産局長が別に定める額以内）
V 養蜂等振興推進事業	1 蜜源等実態把握調査事業 （１）検討会の開催 （２）実態把握調査等の実施 （３）蜜源の整備・活用計画等の作成 （４）蜂群の配置調整方針等の作成	1 都道府県 2 養蜂家が組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 事業の内容が改正後養蜂振興法（昭和30年法律第180号）の円滑な施行に結びつく取組であること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。	定額

	2 蜜源植物の植栽支援事業 （１）情報共有会議の開催 （２）蜜源植物の植栽 3 飼養管理等のデータ収集調査事業 （１）情報共有会議の開催 （２）データ収集調査の実施 4 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業 （１）検討会の開催 （２）実証ほの設置・検証	養蜂等振興推進協議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	3 事業内容の欄の（３）及び（４）の取組のうちいずれか一つを必ず行うこと。 補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 事業内容の欄の2から4の取組の一つ以上行うこと。	
VI 全国推進事業				
1 養蜂等振興推進事業	1 事業推進委員会の開催 2 講習会等の開催 3 技術指導手引書等の作成	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人 13 協議会	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
2 普及活動情報基盤整備事業	1 普及情報ネットワークシステム整備運営 （１）専門員手当 （２）事業運営管理費 （３）情報システム整備運営コンサルタント費 （４）普及データベース構築・提供費 （５）情報システムメンテナンス費 （６）外部データベース活用費	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合	生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容の欄の1の（１）から（３）まで及び2の取組については定額 2 事業内容の欄の1の（４）の取組

	2 広域連携・活動支援システムの構築	8 特定非営利活動法人 9 学校法人 10 特殊法人 11 認可法人 12 独立行政法人 13 協議会	については6／10 以内 3 事業内容の欄の 1の(5)及び (6)の取組につ いては1／2以内
--	--------------------	--	---

別表6 飼料生産拠点育成事業（第2の6関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 飼料生産拠点育成推進事業	飼料作物において、産地における生産拡大、放牧の拡大及び粗飼料の広域流通体制の整備に向けた計画策定や体制づくり等を実施する。	飼料自給率向上協議会 (市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した飼料自給率向上プログラムが策定されていること。 2 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 3 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 4 産地内の自給率が適正に算出されることが見込まれること。 5 事業が3年間を上限として実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること。 6 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。	1／2以内
II 農畜産業機械等リース支援事業（飼料生産拠点育成型）	事業の対象は次のとおりとする。 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。	飼料自給率向上協議会	生産局長が定めるところによる。	定額（生産局長が別に定める額以内）

別表7 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（第2の7関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 作付体系転換支援事業	都道府県における大豆、麦、飼料用米等の生産拡大に向けた体制づくりや技術・経営実証等の取組を実施	事業実施主体は、次に掲げるものとする。 (1) 都道府県 (2) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大推進協議会（都道府県等の区域を対象とし、かつ、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 生産局長が別に定める事業対象作物の増産又は生産コストの低減に取り組むこと。 (2) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 (3) 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
II 米粉製造革新技術等開発支援事業	(1) 米粉製造コスト低減革新技術の開発 (2) 米粉・小麦粉のミックス粉等の新たな米粉製品の開発	次に掲げるいずれかに該当する者であって、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。 (1) 米粉製造事業者 (2) 小麦粉製造事業者 (3) パン製造事業者 (4) めん製造事業者 (5) 菓子製造事業者 (6) その他生産局長が認める者	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 米粉製造コストの低減や新たな製品開発に取り組むこと。 (2) 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 (3) 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1／2以内
III 全国推進事業				
1 大豆価格形成安定化事業	(1) 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営 (2) 入札取引を適正に実施するために必要な業務を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置 (3) 入札取引を適正に実施するために必要な業務	公益財団法人日本特産農産物協会（昭和19年2月18日に財団法人日本特産農産物協会という名称で設立された法人をいう。）	国産大豆の入札取引を公正かつ適正に行うこと。	定額

2 革新技術等波及展開支援事業	(1) 革新技術ワークショップの開催 (2) 革新技術のカタログ作成 (3) 革新技術の改良及び現地指導 (4) 革新技術専門員の育成	次に掲げるいずれかに該当する者であつて、生産局長が別に定める要件を満たすものとする。 (1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人 (5) 一般財団法人 (6) 特定非営利活動法人 (7) その他生産局長が認める者	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 稲作の革新技術の波及展開に取り組むこと。 (2) 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 (3) 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額	

別表8 農作業安全緊急推進事業（第2の8関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 全国推進事業	1 全体検討会の開催 2 事故調査委員会の設置 (1) 農作業事故の対面調査の企画及び実施 (2) 調査結果の分析及び整理 3 高齢農業者指導資材制作検討委員会の設置 (1) 啓発資材の普及方法の検討、啓発資材の開発及び制作 (2) 啓発方法及び啓発資材の効果測定 (3) 啓発方法及び啓発資材の普及 4 農具使用時における事故調査ワーキンググループ会議の設置 (1) 農具使用時における事故の現地実証の企画及び実施 (2) 農具の改良を含む事故防止策の検討 (3) 農具使用時における事故の調査報告書の作成	1 民間企業 2 公益社団法人 3 公益財団法人 4 一般社団法人 5 一般財団法人 6 協同組合 7 企業組合 8 特定非営利活動法人 9 国立大学法人 10 公立大学法人 11 学校法人 12 特殊法人 13 認可法人 14 独立行政法人 15 任意団体（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容欄の1から4までの取組を必ず行うこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たすこと	定額（生産局長が別に定める額以内）
II 地域活動促進事業	1 農作業安全推進計画の策定 2 安全研修実施体制の整備	都道府県段階、市町村段階における農作業安全に関する協	次に掲げる全ての要件を満たすこと。	定額（生産局長が別に定める額以内）

	3 広報活動の実施 4 研修会等の開催	議会（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	1 事業の内容欄の1から4までの取組を必ず行うこと。 2 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 3 生産局長が別に定める要件を満たすこと。	ただし、補助対象は2と4のみとする。
--	------------------------	-------------------------	---	--------------------

別表9 農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）（第2の9関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	リース料助成率
農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）	事業の対象は別表1のⅣの7、別表5のⅠ又は別表7のⅠの事業と一体的に実施する次の取組とする。 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入。	別表1のⅣの7、別表5のⅠ又は別表7のⅠの事業の事業実施主体。 ただし、別表7のⅠの事業については、当該事業の事業実施計画に定める場合にあつては、「大豆・麦・飼料用米等生産拡大重点地域」に所在する市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等（生産局長が別に定める基準を満たすものに限る。）を事業実施主体とすることができる。	定額（生産局長が別に定める額以内）